

**<JETRO ウェビナー>**

**新型コロナウイルス感染拡大下でのビザ問題**

**～最新情報と今後の見通し～**

**2020年5月4日**

**RBL Partners PLLC 代表弁護士  
ボアズ 麗奈**

# 自己紹介



ボアズ麗奈  
RBL Partners  
代表弁護士

## <略歴>

ニューヨーク州弁護士。ニューヨーク大学経済学部、フォーダムロースクール卒業。全米最大の移民法弁護士事務所、Fragomen, Del Rey Bernsen & Loewyにて多くの在米日系企業を担当。2010年に独立し、RBL Partnersを設立する。米国移民法を専門とし、雇用法、コンプライアンス対策等の法的サポートを提供しながら、講演・執筆も多数実施。JETRO NYを通して進出企業やスタートアップの法務アドバイザーを務め、数々の在米日系企業の顧問弁護士でもある。2017~20年、4年連続でNew York Super Lawyers (Rising Stars Under 40) に選ばれる。

## <会社概要>

RBL Partners法律事務所は2010年に設立。ニューヨークを拠点に、ロサンゼルス、東京にも展開し、全米及び日本からも相談を受けている。在米日系企業を対象に、米国ビザ各種や労務全般・会社法など、幅広い法律分野をサポート。弁護士及びリーガルスタッフは全員バイリンガルで、日本語でアドバイスを提供している。

# アジェンダ

- ❖ COVID-19パンデミック下における、ビザ申請の主な変更点
- ❖ 4月22日の大統領令、「60日間の移民受入停止」について
- ❖ ビザ保持者の在宅勤務、レイオフ、職務変更の注意点
- ❖ ビザ保持者の失業保険・CARES補助金給付、FFCRA休暇について
- ❖ 具体例① ～日系企業駐在員の新規ビザ・ビザ更新
- ❖ 具体例② ～ビザ就労者の勤務形態の急な変更やレイオフ
- ❖ 今後の見通し、ビザ申請のNew Normalとは … ?

# パンデミックに伴う、ビザ申請の主な変更点



1. 在日米国大使館・領事官 (US Embassy Tokyo / US Consulate Osaka)
2. 米国移民局 (USCIS - US Citizenship & Immigration Services)
3. 米国税関・国境警備局 (CBP - Customs and Border Protection)



# 在日米国大使館・領事館の最新状況①

(US Embassy Tokyo / US Consulate Osaka)

## ❖ 非移民ビザ・移民ビザの面接を一時停止、再開未定

＜現在もビザの申請が可能なケース＞

### 1. 郵送申請

- 同じビザの更新（注意：ブランクットLビザ等は不可）
- E-1 / E-2 ビザ企業登録の申請
- 13歳以下、または80歳以上（国籍を問わず）

### 2. 緊急対応

**\*\* 「緊急、かつ重要なビジネス」 \*\***

**成功事例：**

- ✓ 米国企業から要請を受けた
- ✓ 延期が難しい、タイムセンシティブ
- ✓ 重要な指導者レベル、リーダー的な役割

# 在日米国大使館・領事館の最新状況②

(US Embassy Tokyo / US Consulate Osaka)

▶ 郵送申請の条件：

[https://www.ustraveldocs.com/jp\\_jp/jp-niv-visarenew.asp](https://www.ustraveldocs.com/jp_jp/jp-niv-visarenew.asp)

▶ 緊急面接の条件：

[https://jp.usembassy.gov/ja/visas-ja/emergencyappo\\_ja/](https://jp.usembassy.gov/ja/visas-ja/emergencyappo_ja/)

**\*\*すべてのビザ申請が郵送や緊急で受け付けられるわけではないのでご注意ください。\*\***

# 米国移民局の最新事情①

## (USCIS -Citizenship & Immigration Services)

- ▶ **管轄**  
米国内のビザステータス・I-94の延長や切り替え、米国内のグリーンカード、市民権・再入国許可書等
  
- 1) 3月18日より**対面業務のみ**を停止、6月4日に再開予定  
**\*\*注意\*\* 大半のビザ申請は影響なし\*\***
  - ▶ 「対面業務」とは？
    - ❖ グリーンカード・市民権、再入国許可書申請者の指紋・面接
    - ❖ 非移民ビザ保持者の帯同家族の指紋 (I-539申請)
  
- 2) **特急申請（プレミアムプロセッシング）対応を停止、再開未定**
  - ▶ 影響されるケースの事例：
    - ❖ USCISの事前許可が必要な新規ビザ就労者（L-1、H-1B、O-1等）
    - ❖ 米国内でI-94滞在延長を申請するビザ就労者（E、L-1、L-1 Blanket、H-1B、O-1）  
**(新規Eビザ・新規LblanketビザやF-1学生・J-1研修生は影響ない)**

# 米国移民局の最新事情②

## (USCIS -Citizenship & Immigration Services)

### 3.) COVID-19の影響による様々な緩和対応・特別措置

- ▶ 署名後の原本ではなく、コピーが一時的に受け付けられるように
- ▶ 追加要請の質問状（RFE・NTA等）の提出期限を一時的に60日延長（3月1日～5月1日）
- ▶ グリーンカード面接が免除されるケース急増
- ▶ 過去に提出された指紋の再使用（EADカード更新、グリーンカード更新等）
- ▶ COVID-19の影響によりI-94滞在期限後の申請に対する特別措置  
**\* 注意 \* I-94滞在期限を越しても申請は必須**





# 米国移民局の最新事情③

## (USCIS -Citizenship & Immigration Services)

COVID-19の影響によりI-94期限後の申請に対する特別措置が可能に

【良くある質問】

ビザ就労者のI-94滞在期限が6月25日に迫っています。期限内にどうしても出国が出来ない場合、このような状況ですので、期限を超過して米国へ滞在しても大丈夫でしょうか？



**\* 注意 \***

- ❖ **I-94滞在期限を越しても申請は必須**
- ❖ **滞在期限後の申請の許可は移民局次第。**
- ❖ **やや厳しい審査基準と、多大なコストが発生**

**アドバイス：ギリギリまで待たず、期限内にI-94延長を移民局へ申請すべき！**

# 米国税関・国境警備局①

## (CBP - Customs and Border Protection)

❖ 日本からの渡航者に対する米国への入国制限？

**【連邦政府】** 3月21日より、日本から米国への入国者は、入国後14日間自宅などで待機の上、健康状態を観察し、周囲の者と距離を置くこと (social distancing) が求められています。

**【各州や各市】** 他の入国規制をしているところもあるので注意が必要です。

例:

- **ハワイ**：州外からの全渡航者に対し14日間の自己隔離、違反者は5,000ドルの反則金または1年以下の禁固刑
- **グアム**：全渡航者に対し、新型コロナウイルスに感染していないことを証明する文書の所持や、グアム政府指定の施設において14日間の強制隔離

# 米国税関・国境警備局②

(CBP - Customs and Border Protection)

## ❖ ESTA（ビザ免除プログラム）渡航者の滞在延長

SD (Satisfactory Departure)延長期間：

30日の延長を最長2回まで（ESTA 90日滞在 + 30日SD + 30日SD = 最長150日）

<延長リクエスト方法>

1. 各地の米国空港内のCBPオフィスにて電話・Eメール対応
2. 米国移民局（USCISカスタマーセンター）にて電話・Eメール対応

# 4月22日の大統領令、「60日間の移民受入停止」について

## President Trump's "Immigration Ban" Executive Order

【WHAT?】 トランプ大統領は22日、国内の雇用を確保するため、移民の受け入れを60日間停止する「an executive order temporarily halting immigration」に署名

【WHO?】 米国外から移民ビザ（グリーンカード）を申請する外国人

▶ 除外：

- ～ 医療従事者やエッセンシャルワーカー
- ～ 米国民の配偶者・子供
- ～ 非移民ビザ申請者（E / L / H-1B / J / F ビザ等）
- ～ 米国内でグリーンカード申請中の外国人
- ～ 既にグリーンカードを所持している人



【今後の見通し】 60日以降の延長、非移民ビザへの影響。。。。

# ビザ保持者の在宅勤務、レイオフ、 職務内容の変更

## 在宅勤務（WAH - Work From Home）

- ▶ 大半の場合、一時的な在宅勤務は対応不要。

## レイオフ・ファーロー

- ▶ 60日の猶予期間内に出国・ステータスの切り替え・延長が必要  
(E、L、L Blanket、O、H-1Bビザ就労者)

## 職務内容の変更（勤務地、就労時間、報酬額等）

- ▶ 「Material Change」「Substantive Change」とみなされる場合、  
移民局へAmendment（変更）申請が必要に（H-1B就労者は要注意）

# ビザ保持者のFFCRA休暇の、失業保険や CARES補助金の給付について

## ▶ FFCRA休暇?

大半のビザ就労者は、FFCRAに基づき休暇を申請し、米国に滞在し続けビザステータスの維持が可能。（ただし、無給の休暇はビザの規定に反するケースが多いので、注意が必要）

## ▶ CARES Actに基づく補助金（Stimulus Check）?

ビザ保持者も、CARES Actに基づく条件を満たしていれば、米国政府からの補助金（Stimulus Check / Recovery Rebate）をもらう権利はあると思われる。具体的には、米国社会保障番号（Social Security Number）を持っていて、税務上、米国滞在日数をもとに「米国居住者」（resident alien）とみなされる外国人が該当する。

## ▶ 失業給付（Unemployment Compensation）？

今までは、米国連邦政府が支給する失業給付は、米国市民や永住者に限られていたが、今回 CARES Act によって拡大された失業者を対象とする様々なベネフィットは、ビザ就労者も該当する可能性があり、現時点ではまだ不確定。また、各州が別途支給する州ベースの失業給付は、ビザ就労者も該当する可能性があり、各州の条件の確認が必要。

## 具体例①

# ～日系企業の駐在員の新規ビザ申請・ビザ更新～

**【CASE STUDY 1】 日本の親会社に勤務中のマネージャーを緊急で米国の子会社に赴任させたい。**

- ▶ 移民局を通さず、Eビザ・Lブランクットビザで申請は可能か？
- ▶ 在日大使館の「緊急枠」に該当するか？
- ▶ ESTAを使った短期出張は可能か？

**【CASE STUDY 2】 米国赴任中のビザ就労者のビザ・I-94期限が迫っている。どのような対応が出来るか？**

- ▶ 期限が切れるのはビザか、それともI-94(滞在期限) か？
- ▶ 米国滞在しながらI-94延長が可能か？ 難易度は？
- ▶ 在日大使館の「緊急枠」に該当するか？
- ▶ 日本で待機し、日本からテレワークは可能か？

## 具体例②

### ～ビザ就労者の勤務形態の急な変更～

**【CASE STUDY 1】** 米国で勤務中のビザ就労者の勤務形態を急遽テレワークに変更し、就労時間を週40時間（フルタイム）から週30時間に減少し、サラリー額も25%減少することに。どのような対応が必要か？

- ▶ テレワークへの一時的な変更は可能か？
- ▶ 就労時間の変更は可能か？
- ▶ サラリー額の減少は可能か？

**【CASE STUDY 2】** 会社の経営状況が悪化し、ビザ就労者を一時的にレイオフ・フアーロー（解雇）する必要があるが、数か月のビジネス状況をもとに、新たに採用の可能性もある。何とか米国に残ってビザを維持することが可能か？

- ▶ 60日間の猶予期間は与えられるか？（E、L、L Blanket、O、H-1Bビザ就労者）
- ▶ H-1Bビザ就労者は、移民局への取り下げ手続きと、再申請が必要に。



# 今後の見通し… ビザ申請の「New Normal」

1. 大統領令、「移民受入停止」の60日以降の延長、今後の非移民ビザへの影響大。。。
2. 米国失業者が急増する中、外国人就労者の受け入れがますます厳格化（雇用ベースのグリーンカード、H-1B専門職ビザ）
3. 柔軟性のある人事対応、余裕を持ったタイミングでビザの申請を！

ご清聴ありがとうございました！

【連絡先】

RBL Partners PLLC

<NY> 225 Broadway, NY NY 10007 | 212.960.3593

<LA> 350 S. Figueroa Street, Los Angeles, CA 90071 | 213.239.0099

<Tokyo> 7-7-7 Roppongi, Minato-ku, Tokyo | 03.5789.5158

Email: <[info@rbllpartners.com](mailto:info@rbllpartners.com)>



# お断り <Disclaimer >

セミナーの内容は一般情報として提供されており、特定の案件に対する個々の状況に適した法的アドバイスではありませんので、ご了承ください。個々の状況に適したアドバイスを必要とする際には、必ず専門の弁護士にご相談ください。

This presentation provides information on legal issues and developments. The slides and presentation are not a comprehensive treatment of the subject matter covered and are not intended to provide legal advice. Seminar attendees should seek specific legal advice before taking any action with respect to the matters discussed in this presentation.